

### ゲートリース契約について（市が契約・設置しているもの）

	駐輪場名	賃貸借期間	R3.4以降 の残月	契約金額	月支払額	相手方	仕様書
①	久米川駅北口地下駐輪場 東村山駅西口地下駐輪場	H28.9.1～H34 (R4)8.31	20	58,320,000 消費税変更後 58,845,000	825,000	日本コンピュータ・ダイナミクス（株）	別紙
②	新秋津駅第5駐輪場	H29.4.1～H35 (R5)3.31	24	26,998,272	374,976	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス（株）	別紙
③	東村山駅西口第1駐輪場	H30.6.1～H36 (R6)5.31	38	21,850,560	303,480		別紙

※ ①についてはオペレーティングリース、②③についてはファイナンスリースである。

引継ぎについては下記のように行う。

- A リース契約承継契約書を指定管理者と契約相手方と取り交わし、月毎の賃貸借料の支払いを指定管理者が行う。
- B 契約期間中の契約解除については指定管理者が行う。
- C 契約期間中の契約解除による中途解約金（ファイナンスリースの場合）は指定管理者の負担とする。
- D 新秋津駅第5駐輪場のゲート機のデータは新秋津駅第1の指定管理者設置の定期更新機とつなげており、新秋津駅第1で清算やデータ管理ができるようになっている。

※指定管理者が引続き機器を使用する場合はAD 新しい機器を設置するか撤去する場合はBC ただしDについては必須ではない。

#### 現指定管理者設置機

	一時利用 券売機	定期 更新機	個別ロック式ラック	
			自転車用	原付用
久米川駅南口第1	1台	1台	<del>          </del>	<del>          </del>
久米川駅南口第2	1台	<del>          </del>	<del>          </del>	<del>          </del>
東村山駅東口第1	<del>          </del>	1台	<del>          </del>	<del>          </del>
萩山駅北口	1台	1台	<del>          </del>	<del>          </del>
秋津駅第1	<del>          </del>	1台	211台	12台
新秋津駅第1	<del>          </del>	1台	283台	30台